

終焉期の同業組合

——昭和13年同業組合全国大会——

藤 田 貞 一 郎

目 次

- I はしがき
- II 大会宣言と決議
- III 組合法中改正案とその理由
- IV 同業組合の縦断的構成をめぐる議論
- V 運動主体
- VI おわりに

I は し が き

重要物産同業組合法に基づく同業組合は、明治日本の輸出産業振興策と株仲間のゆり戻し運動の中から姿をあらわし、第2次世界大戦最中の昭和18(1943)年、その法律が廃止されるまで、日本の経済社会における経済団体のひとつとして厳存した。といて、その間一貫して、その地位に変化がなかったなどというわけではない。創立当初に比べると、その社会経済的役割は縮少していった。特に、日本政府の方針が、大正期(1912~1927)中期から、同業組合をなし崩しに解体させる方向にあったことに、留意しておく必要がある。

また、重要輸出品同業組合法ならびにこれを拡大した重要物産同業組合法が制定される明治30~33(1897~1900)年以後の日本経済の成長過程の中に、個々の同業組合それ自体も、その社会経済的役割と地位に変化が生

じて来たことを十分理解していたと判断してよい。

だが、ここで我々が確認すべきことは、識者あるいは戦後の研究史の態度が示すような理解の仕方、すなわち、同業組合は明治末年以降有名無実な団体であるとか、日本資本主義発達史の基礎知識として把握するに値しないものであるとか、というような言葉で片付けてはならないということである。全国の同業組合は、昭和期に入っても、政府の同業組合切捨策に果敢に抵抗を試みて、その社会経済的地位の保全を策しているのである。その具体的な動きとして指摘できるのが、昭和9年、12年、13年の3回にわたる全国同業組合大会の開催である。

この三次にわたる全国大会は、大会終了後それぞれの報告書を作成出版して、その事実を歴史にとどめようとした。近代日本の同業組合史の基礎的史実を確定せんとして、その作業を続けて来ている筆者は、これまでに、昭和9年の大会については、『全国（商工）同業組合大会記念誌』を検出し、その内容を、「京都における同業組合の成立と衰退」¹と「同業組合と営業の自由」²で、また昭和12年の大会については同年の『全国同業組合大会報告書』を検出し、その内容を「同業組合と日本資本主義」³で、それぞれ紹介した。そうした私の研究進行状況の中に、今回あらたに昭和13年の日本実業組合連合会『同業組合全国大会報告書』を入手することを得たので、終焉期の同業組合を示す基本史料として、ここに史料紹介の形を借りて、広く同業組合史研究の材料を提供したいと思う。この昭和13年の大会については、管見の限りでは、すでに小池金之助『同業組合及準則組合』（昭和図書株式会社・1939年）が、その14ページから31ページと135ページから145ページにかけて、その時の同業組合法中改正法律案と全国大会の要望書、それに、実業組合連合会発行のパンフレットの内容を収録し、

1 秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』（国書刊行会）、1979年。

2 『季刊日本思想史』第14号、1980年。

3 『社会科学』35号、1985年。

その内容を伝えている。が、ここに取りあげる『同業組合全国大会報告書』は全篇で192ページにおよぶ冊子であり、この大会についてより詳細な史実を伝えているので、小池の業績をさらに補強するものであることは疑い得ない。

II 大会宣言と決議

昭和13年の同業組合全国大会は、同年3月18日明治神宮外苑日本青年館で、民政党・政友会の両政党の関係代議士も参加して、全国の各種同業組合員「無慮三千有余名」が参集の上、開催された。

これが開催にいたる所以は『同業組合全国大会報告書』の言によれば、こうである。

日中戦争下の中小商工業団体の現状を見るに、各種組合が雑然と対立している。ところで、現時の社会経済的要請は、生産統制・配給統制など各種統制事業の強化にある。ここにおいて、「職能団体として而も強制加入権に依り同業者全部を挙げて国家産業の発達に一大貢献せんとする同業組合の使命愈々重きを加へ」ている。しかるに、今回あらたに商工省は配給統制を実施し物資需給の調節を図るべく、商業組合法の一部改正をなし、命令を以て無出資強制加入権付与の統制組合を設けようとしている。これでは、同業組合と実質的に何ら異ならないのみか、同業組合の統制権に一大支障を来すのみならず、摩擦相剋を惹起すことになる。

ということで、政府当局による商業組合法中改正法律案の議会提案方の企図を察知した日本実業組合連合会は、同年1月27日、緊急理事会を開催、これが対策を練ることになったのであった。ついで、商工省当局、或は企画院法制局に対し、議会提出阻止の運動を行ったが効を奏さず、同年2月14日法律案は貴族院本会議に上程され即日委員附託となった。このため当

初の運動方針をあらため、政民両党共同提案による重要物産同業組合法中改正法律案の議会提案方を画策することになった。政友会に対しては安藤正純、民政党に対しては原玉重の力を借りることとし、その連絡方には東京織物整理組長小谷文治郎と東京白米商組長山下辰次郎が当ることになった。かくして、同年3月8日政友会、民政党両党7名宛の提出者および80有余名の賛成者を得て、重要物産同業組合法中改正法律案が衆議院に提出された。昭和13年3月18日の全国大会は、ざっとこのような事態の流れの中に開催されたのである。

まず、大会宣言と決議⁴を掲げる。

拜啓昨3月18日於日本青年館同業組合全国大会を開催し全国同業組合関係者三千余名出席の上別紙の通り決議仕候就ては吾人等の衷情御賢察の上趣旨貫徹候様御配慮相煩度此段及御願候也

昭和13年3月19日

商工農林両大臣

各関係局長及課長宛

日本実業組合連合会

会長 星野 錫

宣 言

今次支那事変ヲ楔機トシ今ヤ我国ハ未曾有ノ非常時局ニ際会シ経済界ノ全面ニ互ツテ統制強化カ一層要請セラルルニ至レリ

仍テ統制強化ヲ本来ノ使命トナシ而モ強制加入権ニ依リ同業者全部ヲ挙ケテ国家産業ノ発達ニ一大貢献セントセル職能団体タル同業組合ヲシテ活動セシムルコトコソ此ノ際最モ有効且適切ナル喫緊事ナリトス然リト雖モ同業組合ヲシテ現下ノ非常時局ニ即応セシメ真ニ其ノ機能

4 これについては、すでに拙稿『近代日本同業組合史論序説』（国際連合大学、1981年）で、小池の前掲書により、とりあげたことがある。が、本稿の行論上、ここで、重複を恐れぬことにする。

ヲ遺憾ナク發揮セシメントセハ現行同業組合制度ノミニテハ尚未タ不
充分ナル点尠シトセス

茲ニ於テ時勢ニ即応スヘク重要物産同業組合法ノ適切ナル改正ヲ施シ
其ノ機能ヲ充分發揮シ以テ經濟事情ノ変化ニ適応セシメ現下ノ非常時
局ニ際シ一層国家産業ノ發達ニ貢献アラントス

右宣言ス

決 議

吾人等ハ一致団結以テ重要物産同業組合法中改正法律案ノ今期議會通
過ノ實現ヲ期ス

右決議ス

昭和13年3月18日

同業組合全国大会

商工大臣・農林大臣ならびに關係局長と課長に提出した宣言と決議は、
重要物産同業組合法中改正を希望している。それでは、その内容と理由は
いかなるものであったか。

Ⅲ 組合法中改正案とその理由

改正案は第4条、第10条の5・6・7・8、第11条の2についてのものとな
っている。そのなかで、行論上必要と思われるものについて、以下に紹
介しておこう。

第4条 同業組合設置ノ地区内ニ於テ營業所ヲ設ケ組合員ト同一ノ業
ヲ営ム者ハ組合ノ通知ニ依リ組合員トナルモノトス、組合員其ノ業
ヲ営マサルトキハ組合員タル資格ヲ失フ、同業組合設置ノ地区内ニ
於テ組合員ト同一ノ業ヲ営ム者ハ營業所ヲ設ケサル者ト雖当該組合
及連合会ノ統制ニ服スヘキモノトス

第10条ノ5 行政官庁当該商工業ノ統制ヲ図リ国民經濟ノ健全ナル発達ヲ期スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ同業組合及同業組合連合會ニ對シ組合員ノ營業ノ統制ニ関シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第4条の趣旨は、すでに昭和9年の大会に際して、愛知県商工同業組合、大阪府同業組合連盟、東京実業組合連合会、大分県度量衡同業組合、石川県醬油製造同業組合、東京砂糖商同業組合により主張⁵されている。

同業組合法第4条は、「同業組合設置ノ地区内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ営ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此ノ限ニ在ラス」となっているが、この但書条項を削除し、強制加入原理の貫徹を目指すのが、同業組合側の念願であった。この宿願を達すべく、「国民經濟ノ健全ナル発達ヲ期ス」との謳文句を武器に、戦時統制經濟の下、政府行政官庁の支持をも得ようとしているのである。

次に、「重要物産同業組合法中改正法律案理由書」をみることにしよう。

1 現行法ニ依ルトキハ組合ノ地区内ニ於テ同一ノ業ヲ営ミ当該組合加入ノ義務アルコト明白ナル者ト雖若シ組合加入ヲ忌避スルトキハ組合側ヨリ訴訟ヲ提起シ其ノ者ガ組合員ト同一ノ業ヲ営ミツツアルコトヲ詳細ニ立証シ判決確定ヲ俟ツテ之ヲ組合ニ加入セシムルカ如キ煩雜ナル手續ヲ要シ徒ニ長時日ヲ費ササルヲ得サル状態ニ在リ斯クテハ同業組合ニ對シ強制加入權ヲ与ヘラレタル立法ノ精神ニ悖リ且組合ノ機能發揮至大ノ障得ヲ為ス又各地ノ同業組合ニ於テ極力統制ニ努メツツアル際隣接地区ノ同業者或ハ行商人等ニ依リ其ノ統制ヲ攪乱セラルル場合頗ル多シ仍テ此等ノ弊害ヲ除去スルノ要アリ

理由書はこれを含め4か条から成るが、「同業者強制加入タル同業組合

5 拙稿「京都における同業組合の成立と衰退」秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』（国書刊行会）、1979年。

マシン全業者ニ対スル製品ノ検査, 原材料ノ配給統制, 販売統制等時局ニ即応スヘキ営業上ノ各種重要ナル統制事業ヲ営」ませるのが, 国民経済上望ましいという主張で貫かれている。また組合の財政基盤を強化するため, 「農会及商工会議所ト同様同業組合ニ対シ経費ノ強制徴収権」を与えて貰いたいとも述べている。

さらに, 「同業組合法の一部改正を要望する理由」として, こういつている。

- 一、本来商業組合は産業組合的各種共同事業を営み業者の利益増進を図る営利団体なり然るに統制のみを目的とし而も無出資に依る強制加入権附与の統制組合を認め各種営利事業を営む商業組合と並行的に何等営利を伴はざる而も公益的事業たる業者全般の統制事業を営ましめむとするが如きは之が本質上不可なり

かつて, 昭和9年の全国(商工)同業組合大会では「工業組合ニ附与スル工業者ノ利益偏重的統制ハ之ヲ是正セラレタキコト」とする要望項目が見られ工業組合に関心があったが, 昭和13年のこの大会での主たる対象は商業組合にしぼられて来ている。そして, 「当局に於て同業組合をして生産統制, 配給統制等各種重要な総合的統制事業を営ましめむとせば或特殊な場合を除き現行同業組合制度に於て充分実行し得べきなり之を現在同業組合に於て実施しつつある価格の統制及検査の実績に徴するも明瞭なり」として, 「何故に本質上同業組合と何等異ならざる統制商業組合を新設するの要ありや」と, 政府行政当局に詰め寄っている。

IV 同業組合の縦断的構成をめぐる議論

今次の商業組合法中改正法律案をめぐる議論で注目すべきは, 同業組合

6 前掲拙稿「同業組合と営業の自由」『季刊日本思想史』第14号, 1980年。

ははたして縦断的構成をもってその特質とするかどうかという点についての議論である。

さて、貴族院商業組合法中改正法律案特別委員会で、政府委員は、まずこう述べた。

同業組合は生産より製造、販売に至る迄打って一丸とする縦断的構成を為す関係上現今の如き複雑な配給統制其の他の統制事業は到底実現し得ざる可し

この政府委員の答弁に対して同業組合が加えた批判は次の通りである。

同業組合は所謂生産より販売に至る迄打って一丸とする縦断的構成を為すものは比較的僅少にして其の多くは製造業者、卸業者、小売業者と云ふが如く夫々種類別に同業組合を組織し夫々其の業者の緊密なる連絡、協調に努め其の間完全なる統制が確保せられ居る実情にして必要なる種類別即ち製造業者は製造業者を小売業者は小売業者を打って一丸とする各種別配給統制、価格統制等を実施する上に於て何等支障を来さざるのみならず現に価格統制等極めて円滑に実施し居るに見るも明瞭なり殊に政府委員が同業組合は総合的組織なるの故を以て其の構成分子たる個々の部門的統制を実施し能はずと論断するのは甚だ不都合なり

同業者中業種に依りては製造より販売に至る迄一貫せる縦断的構成をなす特殊なものあるも之等組合は何れも製造業者、卸業者、小売業者等の専門部門に分れ居るを以て實際上何等支障なきのみならず時によりては種類別各統制事業を総括的に統合実施することがより適切であり効果的である場合も決して尠からざるなり

ここで注目すべきは、政府委員が「同業組合は生産より製造、販売に至る迄打って一丸とする縦断的構成」をもってその特質とするから、現在の政府の経済政策構想には適合的ではないとしたのに対して、組合側は「所

謂生産より販売に至る迄打って一丸とする縦断的構成を為すものは比較的僅少」であり、「業種に依りては製造より販売に至る迄一貫せる縦断的構成をなす特殊なものあるも之等組合は何れも製造業者、卸業者、小売業者等の専門部門に分れ居る」と主張している点である。

それでは、政府委員と組合側のどちらの言い分が、同業組合の組織上の特質をいい当てているのだろうか。いうまでもなく、政府委員の方である。同業組合は縦断的構成をもってその特質とする組合というのが、その実態なのである。

商工事務官小出栄一が雑誌『商業組合』で、昭和11年末の同業組合のそうした実態について報告しているので、次にそれを引用しよう。⁷

「商務局主管のものみに付ては……卸売業者のみの組織する組合の数は53であり、小売業者のみの組合は僅に6に止まるに反し、両者を合一せる組合は245の多きを数へるのである。同業組合に於ても数に於て最多を占むるのは米穀の組合55であるが、其の中卸小売の合体せるものは31を占め、卸単一のものは7、小売単一のものに至っては僅に1組合に過ぎない状態である。工務局主管のものに付て見るも同様に単一業種たる製造業者のみの組合148に対し、複合組合たる製造、販売、問屋、仲買等の合体せるものは310に及ぶ。これらの数字に於てわれわれは商業組合が単一業種を原則とし、同業組合が縦断的複合形態を比て原則とする法律的構成上の差異を認め得ると共に、同業組合に於ける顕著なる問屋中心的傾向を知るのである。

小出のこの報告は、組合側の主張が実態から乖離していることを示している。それでは何故、組合側は「縦断的構成を為すものは比較的僅少」とか、業種によっては「縦断的構成をなす特殊なもの」もあるなどと主張し

7 拙稿「同業組合と商業組合—雑誌『商業組合』を手がかりに—」『同志社商学』37巻4号、1985年。

たのだろうか。答は極めて単純として良いが、それを記す前に、もうひとつ、日本実業組合連合会による昭和14年の同業組合に関する調査のなかから、興味ある事実を引用することにする⁸。この調査項目のひとつとして「同業組合存置ヲ必要トスル事由」があったが、これに対して、「同業組合物産ノ原料配給カラ加工・卸（問屋）小売ノ各部門ニ亘リ設置シ得ルカ故ニ物産ノ各段階ニ亘ル縦断的統制ヲ図リ得ルノミナラス同業ノ大同団結的综合統制ニ便ナリ」としている。

要するに、「縦断的構成を為すものは比較的僅少」などという組合側の主張は、政府の経済政策構想には適合的でないとされる事態をできるだけ避け、日本の経済社会におけるその組合組織としての地位を何とか保持したいとする戦術に他ならなかったと、言ってよいであろう。だから、この『同業組合全国大会報告書』そのもののなかに、「組織上より見たる同業組合の機能」として、以下の5項目をあげ、また第1項目と第2項目について下記のように敷衍したのだと思われる。

1. 同業組合は精神的結合団体である、この組織を無視しては全産業の健全なる発達を望み難し
1. 同業組合は新時代に処する商業振興機関として横断的組合の欠陥を補ふため必要なり
1. 同業組合は統制機関として最も適合せる機関なり
1. 同業組合を母体として結成せられたる工・商組合は其の組合間の関係円滑にして産業の振興に資するところは大なり
1. 時代に即する商業振興機関として同業組合をして積極的に新機軸を發揮せしめよ

そして、第1項目については、次の文言がその敷衍する文章のなかにあ

8 拙稿「戦間期輸出組合に関する覚書—同業組合解体史の一齣—」『同志社商学』41巻3, 4号, 1989年。

にある。⁹

殊に大阪市の如きは旧幕時代より多くの株仲間、組問屋発達し物資の生産、配給に特殊の機能を発揮してゐたから其の勢力は今日に於ても牢固として抜くべからざるものがある、中小商工業発達の真因が問屋、下請業者の共存共栄的良コンビに基けることは何人と雖も疑はざるところであつて、更に今後と雖も我が大阪市の如きに於ては全国的物資の配給上重大なる使命を有する問屋卸業者を除いては如何なる組合を作るも全産業の健全なる発達を望むことの出来ないことはあまりにも明瞭である。

また、第2項目については、次の文言がその敷衍する文章のなかにある。

従来我国に発達せる重要物産同業組合の存在を再認識しなければならぬ。本組合は其の縦の関係を最も具体的に連繫し以て商工業の発達を促進し其の本来の目的たる営業上の弊害を矯正し組合員共同の利益を増進するに止まらず商工経営の改善及其の指導、優良品生産の奨励内外販路の開拓並に其の取引方法の改善等各般の商業振興策につき積極的努力を払ひつつあるものである。

以上から明らかなことは、同業組合の組織的特質は、その縦断的構成にあるということである。貴族院商業組合法中改正法律案特別委員会における政府委員答弁に対する組合側からする批判・主張は、その実態について素知らぬ顔をして、政府の政策構想の中に生存の場を見出そうとする、単なる戦術に過ぎなかつたと考えて良いであろう。

V 運動主体

それでは、この昭和13年の同業組合全国大会の開催、政府の商業組合法

9：以下、第1項目と第2項目を敷衍する文章については、すでに前掲拙稿『近代日本同業組合史論序説』で、取りあげたことがあるが、行論上一部を再録する。

中改正法律案に対しては重要物産同業組合法中改正法律案の提出という史実を、記録させることになった運動主体はいかなるものであったか。以下、それを見ることにしよう。大会に祝電を寄せた組合名は次の如くである。

京都実業組合連合会 京都重要物産同業組合協会 大阪商工同業組合
 神戸実業組合連合会 北海道東部米雑穀商同業組合 大阪穀物商同業組合
 岡山白米商同業組合 山口県穀物商同業組合 福岡県米穀同業組合連合会
 八幡白米同業組合 戸畑米穀同業組合 若松米穀同業組合 福岡地方米穀同業組合
 大分県穀物同業組合 鹿児島米穀商業同業組合連合会 鹿児島郡米穀商同業組合 鹿児島糖商同業組合 宮城県肥料同業組合
 鹿児島県肥料商同業組合 京都飴商同業組合 埼玉県薬種売薬同業組合 滋賀県売薬同業組合 小豆島石材同業組合 姫路木材同業組合
 土佐材木同業組合 大阪荷箱同業組合 京都石炭同業組合 大阪木炭練炭商同業組合 鹿児島木炭同業組合 岡山県下蓮置表同業組合 大分県蓮業組合連合会 大分県南部蓮業同業組合 甲府織物商同業組合 加賀九谷陶磁器同業組合（ゴチは事務局主管のもの、アンダーラインは工務局主管のもの、以下同じ）

以上の組合名は、たまたま祝電を寄せたものについてであるから、これから確固たる結論を導くことは避けねばならない。が、取り敢えず、昭和13年3月商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』に記載の組合名と照合してみると、以下のことがいえる。¹⁰『一覧』にその組合名を見出し得ぬものを別にすると、事務局主管のものが17、工務局主管のものが10である。組合名を見出し得ぬもののうち、福岡県米穀同業組合連合会、八幡白

10 拙稿「同業組合に関する二、三の資料」『社会科学』38号、1987年。名称は細部の点で一致しないが、同一物と判断したものを若干含む。また、組合名を見出し得ぬものについては、筆者の不注意による見落しを別にすると、その理由は今のところわからない。

米同業組合¹¹、京都館商同業組合は、部類としては商務局主管に属するものと考えられる。また、京都実業組合連合会と京都重要物産同業組合協会それに神戸実業組合連合会は、その名称から、当該地の全同業組合の統括組織と考えられる。残る大阪商工同業組合は名称上の不備から分類不可能である。ということから、米穀商を中心に商務局主管に属する同業組合が多く、これに対して、日清戦後経営策に基づく輸出振興策との深いかわりを有し、従来同業組合を組織する代表的業種のひとつであった工務局主管に属する組合、わけても在来産業部門の繊維、陶磁器・漆器、藺草・麦稈・藁関係の同業組合が余り目立たないことに気附く。

さて、全国大会終了後、日本実業組合連合会では、その実行委員は分担割に従い、6班に分れ、大会決議と陳情文を携さえて、商工・農林両省、政友会、民政党の両党本部および衆議院における同業組合法中改正法律案委員を訪問、この改正法律案が速に本会議に上程され、今期議會を通過するを望むと懇請した。

そこで、以下この実行委員の母体名を各班ごとにあげることにする——「同業組合」の名辞はいずれも省略——。

第1班

東京織物整理 東京薪炭問屋 東京貴金属品製造 東京医科器械 京都売薬 京染呉服悉皆 愛知鑄造 大阪畳商 大阪酒醬油 神奈川県薬種売薬

第2班

東京石炭 東京織物問屋 東京機械金物商 東京白米商 京都商工会議所¹² 名古屋織物 名古屋染物 大阪穀物商 神奈川県薬種売薬

- 11 米穀商同業組合であっても、鹿児島郡米穀同業組合（1898年設立）、鹿児島県米穀商同業組合連合会（1900年設立）は、工務局主管となっているが、これは例外現象といってよい。その理由は今のところ不明。
- 12 これは副会頭が委員となっている。もちろん、他の委員とはちがいがその母体はやや異質である。

第3班

東京小間物商 東京薪炭 東京靴 東京小間物化粧品卸商 名古屋米穀商 名古屋酒類醤油商 大阪菓子 横浜莫大小

第4班

東京材木問屋 東京砂糖商 東京牛乳商 東京罐詰 名古屋文具商工 名古屋材木商工 大阪洋服商 大阪鞆商工 大阪硝子商 神奈川県石炭

第5班

東京材木商 東京時計商工 東京履物商 東京薬業 名古屋陶磁器貿易商工 名古屋洋服商工 大阪砂糖商 大阪織物 堺酒類商 横浜米穀商

第6班

東京実業組合連合会¹³ 京都石炭コークス商 名古屋印刷 名古屋実業組合連合会 大阪実業組合連合会 大阪コークス 大阪木炭練炭商 横浜酒類商

以上の組合名を先と同じく『重要物産同業組合一覧』に記載の組合名と照合してみる。『一覧』にその組合名を見出し得ぬものを別にすると、商務局主管のものが29——重複は除く——、工務局主管のものが17である。そして、組合名を見出し得ぬもののうち、東京織物問屋、横浜莫大小、名古屋洋服商工を部類としては工務局主管に属するもの、大阪洋服商を商務局主管に属するものと一応分類し、残りは当該地の全同業組合の統括組織とみなすとしよう。その結果いえることは、やはり先の場合と同じく商務局主管に属する同業組合の方が数量的に多数を占めるということである。先の場合とはことなり、繊維、陶磁器・漆器部門の同業組合名があがっていることを見逃してはならないが、全体で占めるその地位は余り高いもの

13 他の2連合会と同じく当該地の同業組合の統括組織。

ではないといってよいであろう。

かくして、近代日本同業組合史を製造業・在来産業・中小工業史の視角からのみ、これを究明することには難点があるといわねばなるまい。

VI おわりに

以上から、終焉期の同業組合の要求は、加入強制原理の貫徹にあったこと、その組織としての特質は縦断的構成にあったこと、草創期とはことなり商務局主管の組合、すなわち製造業部門よりも商業部門に主にかかわる同業組合が運動主体となっていることがわかる。繊維、陶磁器・漆器、蘭草・麦稈・藁関係のような、日清戦後経営策に基づく輸出振興策との深いかわりを有し従来の同業組合を代表する、工務局主管に属する組合は、工業組合法による工業組合にその地位を既に否定されてしまっていた。残るは商務局主管に属する同業組合であった。だからこそ、その地位をも否定しようとする政府の政策、商業組合法中改正法律案に対して、同業組合側、日本実業組合連合会は、議員提出の重要物産同業組合法中改正法律案の議会通過を実現させるべく努力を重ね、これに抵抗したのである。

大会に出席した政友会代議士(小高長三郎)の発言中に「あなた方實際御商売に携はらるる各位が、一至結束して此の難局に当り、吾々国民の代表である議員を十分に鞭撻あらんことを」というくだりがあるが、まことに同業組合員の業態は「御商売」であった。

東京牛乳商同業組合の代表は、こう発言している。

40年来連れ添うた女房が飽きたからと云うて、第2号、第3号の工業組合、商業組合の色女を拵へて、40年来の同業組合を抛り出さうと云ふやうな考へ方は、全く官僚政治の墮落と言はずして何でありませう。(拍手)更に商業組合、工業組合の中心思想は、産業組合の思想

原理に基くものである。此の産業組合の思想原理は生産と消費の合理化を図ることに依りまして、中間商人の排撃である。

東京牛乳商同業組合代表者の言も「中間商人の排撃」という事態に対する危機感の高まりが、この大会の動因であったことを示す。大会の司会者の懇親会での発言はこういつている。

まだ工業組合の場合に於きましては或は共同作業場の設備であるとか、或は其の必要があると云ふことも考へ得るのでありますが、此の商業組合に於きましては、さう云つたような技術的な或は共同的な施設を要さない状態にあるので今回統制しようとする商業組合に於きましては従来大問屋或は中間問屋のやって居た配給をする為の一つの統制組合が絶対に必要であると云ふことを申されて居るのでありますけれども、吾々は此の場合に於ては工業組合の場合よりも一層其の必要を感じずる者であります。

この発言は工業組合については抵抗をあきらめる一方、商業組合に対してはなお抵抗するという当時の同業組合の実態を伝えている。大阪実業組合連合会副会長は「昭和7年以来同業組合の強化運動に当りまして今日まで参つて居ります」といつているが、昭和7年といへば前年の工業組合法に続いて、商業組合法が公布施行された年である。商業組合法と商業組合が同業組合の否定策の仕上げであると、同業組合関係者に受取られたと解することができ興味深い。

重要物産同業組合法中改正法律案の提出議員である原玉重（民政党代議士）は前年も改正案を提出していた。彼はこういつる。

昨年同業組合法の改正案を帝国議会に提出致しました際には、提出者は私1人、賛成者は34人の連名を得ましたのでありますが、何れも比較的無関心であつたのであります。本当に熱を入れて下さる方は洵に数が少なかつた所が今年になりまして此の問題が出ますや提出

者10何人となりましたし賛成をして下さる方も80余人に殖えてきた。

従来、政治家が余り関心を示さなかった理由としては、同業組合側からの働きかけが少なかったことも考えられるかも知れない。東京酒類商同業組合の代表はこういつている。

同業組合に於きましては、従来政治的運動が非常に弱かった。或は極端に申しますならば、総選挙等がありました時に、同業組合は寧ろ此の運動に携ることを回避して居ったやうな感があるのであります。そうした従来態度をあらため、自らの地位を守るためのここが正念場として同業組合が最後の政治運動に盛り上げたものが、ここに紹介した昭和13年3月の同業組合全国大会であったといえるかも知れない。しかし、その願いは実ることがなかった。

報告文の末尾部分の文章を最後に引用しておく。

斯くの如く重要物産同業組合法中改正法律案、貴族院に於て、審議未了の名の下に葬り去られたりとは云へ、之が衆議院を通過したる結果、商工当局の同業組合に対する認識を深からしめたる功積寔に著大にして、殊に之が為同志の結束益々鞏固となり、今後の同業組合強化に資する処誠に多大なるものあり、本運動の目的の大半は達せられたと云ふも敢て過言に非ざる可し、之全く本運動の一大成果と云はざる可らず、今後吾人等は一層大同団結し飽く迄所期の目的達成に邁進せんとす。¹⁴

(1990年11月12日)

(付記) なお、流通(商業)の側面についての同業組合の問題点についての史料を新たに提供しているすぐれた研究として、石原武政の近著『公設小売市場の生成と展開』(千倉書房、1989年)をあげておく。

14 とはいふものの、名古屋実業組合連合会副会長の言にあるように「一人にして三つも四つも組合に入る」という実状になっており、組合組織の構成員の団結の基盤はくずれて来ている。